別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第百二十一号の十五を第百二十一号の十六とし、第百二十一号の二から第百二十一号の十四までを一号ずつ繰り下げ、第百二十一号の次に次の一号を加える。

百二十一の二　（二ＲＳ）－一－（四－｛［二－（一－メチルエトキシ）エトキシ］メチル｝－フエノキシ）－三－［（一－メチルエチル）アミノ］プロパン－二－オール（別名ビソプロロール）、その塩類及びそれらの製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1)　一錠中（二ＲＳ）－一－（四－｛［二－（一－メチルエトキシ）エトキシ］メチル｝－フエノキシ）－三－［（一－メチルエチル）アミノ］プロパン－二－オールとして四・二五㎎以下を含有するもの

(2)　一枚中（二ＲＳ）－一－（四－｛［二－（一－メチルエトキシ）エトキシ］メチル｝－フエノキシ）－三－［（一－メチルエチル）アミノ］プロパン－二－オールとして八㎎以下を含有する貼付剤

別表第三劇薬の部有機薬品及びその製剤の項中第百三十四号の四を第百三十四号の五とし、第百三十四号の三の次に次の一号を加える。

百三十四の四　リキシセナチド及びその製剤

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第八十六号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十四項の規定に基づき、薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年六月二十八日　厚生労働大臣　田村　憲久

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中第百九号を第百十四号とし、第八十七号から第百八号までを五号ずつ繰り下げ、第八十六号を第九十号とし、同号の次に次の一号を加える。

九十一　一－（三・四－メチレンジオキシフェニル）－二－（ピロリジン－一－イル）プロパン－一－オン及びその塩類

第一条中第八十五号を第八十九号とし、第六十五号から第八十四号までを四号ずつ繰り下げ、第六十四号を第六十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十八　一－（三－フルオロフェニル）－Ｎ－メチルプロパン－二－アミン及びその塩類

第一条中第六十三号を第六十六号とし、第四十八号から第六十二号までを三号ずつ繰り下げ、第四十七号を第四十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十　｛［一－［（テトラヒドロピラン－四－イル）メチル］－一Ｈ－インドール－三－イル｝（二・二・三・三－テトラメチルシクロプロパン－一－イル）メタノン及びその塩類

第一条中第四十六号を第四十八号とし、第四十一号から第四十五号までを二号ずつ繰り下げ、第四十号の次に次の二号を加える。

四十一　一－シクロヘキシル－四－（一・二－ジフェニルエチル）ピペラジン及びその塩類

四十二　三・四－ジクロロ－Ｎ－｛［一－（ジメチルアミノ）シクロヘキシル］メチル｝ベンズアミド及びその塩類

附　則

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

○厚生労働省令第八十七号

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）の一部の施行に伴い、及び国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第百十条の規定に基づき、国民年金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年六月二十八日　厚生労働大臣　田村　憲久

国民年金法施行規則の一部を改正する省令

国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第六条の四の次に次の一条を加える。

（時効消滅不整合期間の届出）

第六条の五　法附則第九条の四の二第一項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出することによつて行わなければならない。

一　氏名、性別、生年月日及び住所

二　法附則第九条の四の二第一項に規定する時効消滅不整合期間

三　基礎年金番号

四　老齢基礎年金又は法第七条第一項第一号に規定する被用者年金各法に基づく老齢給付等を受けることができる者にあつては、当該給付の年金証書、恩給証書又はこれらに準ずる書類の年金コード又は記号番号若しくは番号

2　前項の届書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二　老齢基礎年金又は法第七条第一項第一号に規定する被用者年金各法に基づく老齢給付等を受けることができる者にあつては、当該給付を受ける権利について裁定又は支給決定を受けたことを明らかにすることができる書類

附　則

この省令は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年七月一日）から施行する。

○厚生労働省令第八十八号

厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第九十八条第三項の規定に基づき、厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年六月二十八日　厚生労働大臣　田村　憲久

厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令

（厚生年金保険法施行規則の一部改正）

第一条　厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項第二号の二中「次項第一号の二」の下に「並びに第三十三条第一項及び第三項」を加える。

第三十三条第一項中「老齢厚生年金の受給権者」を「老齢厚生年金の受給権者（第三十条第一項の請求書に雇用保険被保険者番号を記載していない者に限る。）」に改め、「されているとき」の下に「又はこの項若しくは第三項の規定により雇用保険被保険者番号を記載した届書を機構に提出したことがあるとき」を加え、同項第五号を削り、同条第三項中「老齢厚生年金の受給権者」を「老齢厚生年金の受給権者（第三十条第一項の請求書に雇用保険被保険者番号を記載していない者に限る。）」に改め、「されているとき」の下に「又は第一項若しくはこの項の規定により雇用保険被保険者番号を記載した届書を機構に提出したことがあるとき」を加え、同項第五号を削る。